

メッセージ 学校図書館議員連盟からの報告

学校図書館法公布七〇周年記念式典にあたり、心からお祝いを申し上げます。

一九五三年八月八日の公布から、本日までの七〇年間は、日本がアジア太平洋戦争の惨禍から立ち直り、勤勉な国民の力で、経済成長をなすとげ、民主主義を価値とする国をつくり上げた過程でもありました。そうした歴史のうねりの中で、学校図書館法は、教育基本法、学校教育法と並び立ち、学校教育の方向性を提示する国法として、教育課程の展開や、子どもの健全な教養の育ちを支えて、今日に至っています。

現在、学校図書館を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。GIGAスクール構想を具現するタブレット端末がすべての児童生徒に貸与され、子どもたちは瞬時に情報を収集する利便性を与えられました。さらに、あらゆる質問に答え、あらゆる文章作成を代行する対話型AI「チャットGPT」も、すでに子どもたちの生活の一部となりました。こうした時代にあって、学校図書館は、主体的にものごとを考え、深い学びを促す「もう一つの教室」としてその存在価値を高めております。

学校図書館は、人類の歴史や未知の世界に子どもを案内し、無限の想像と創造の世界を用意してくれます。多様な本を読むことで、現実には体験できない、幾つもの人生を生きることもできるし、「考える力」を育てるのも、図書館や本たちです。デジタル社会で求められる「情報リテラシー」を育てるのもまた、学校図書館の図書・新聞資料なのです。

われわれ学校図書館議員連盟は、二〇二三年六月一五日、活字文化議員連盟との合同総会で、「一校専任の学校司書配置」など、六項目の政策を盛り込んだ「学校図書館改革に関する決議」を採択しました。学校図書館改革の方法は、いく通りもあるはずです。われわれ議員連盟は、当面、「一校専任の学校司書配置」で、学校図書館から常に情報を発信し、現実を動かす力に変えるという方法を選びました。

本日の式典が、引き続き、学校図書館の図書資料や新聞資料の充実、図書資料の更新、そうして学校司書の配置を促進してゆく、新たな出発点となることを祈念し、学校図書館議員連盟の報告といたします。

二〇二三年八月八日

学校図書館議員連盟

事務局長 笠浩史（衆議院議員）